

## 第10回教育委員会会議

1 日時 令和元年5月14日 火曜日 午後3時30分～午後4時45分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
大竹 伸一	委員
多田 勝哉	教育次長
花田 公絵	旭区担当教育次長
吉田 康人	大正区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
金谷 一郎	顧問
川阪 明	総務部長
水口 裕輝	指導部長
弘元 介	初等教育担当課長
盛岡 栄市	中学校教育担当課長
寺本 圭一	高等学校教育担当課長
忍 康彦	学校環境整備担当部長
武井 宏蔵	学事課長
藤巻 幸嗣	教務部長
松田 淳至	教職員人事担当課長
松井 良浩	教職員サービス・観察担当課長
川本 祥生	政策推進担当部長
松浦 令	教育政策課長
橋本 洋祐	教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

#### 4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に平井委員を指名

(3) 案件

議案第36号 大正区の就学制度の方針の変更について

議案第37号 令和2年度使用教科用図書採択について

議案第38号 大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置及び委嘱について

協議題第17号 大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問等について

協議題第19号 令和元年度教育改革PT等の体制について(その2)

議案第39号 令和2年度大阪市立高等学校入学者選抜方針について

議案第40号 令和2年度校長公募について

議案第41号 職員の人事について

議案第42号 職員の人事について

なお、議案第38号から議案第40号及び協議題17号、協議題第19号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、議案第41号及び42号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第36号「大正区の就学制度の方針の変更について」を上程。

吉田大正区担当教育次長からの説明要旨は次のとおりである。

大正区の就学制度の方針について、指定校変更基準の「通学距離」を廃止する。

廃止時期は令和2年度からとする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第37号「令和2年度使用教科用図書の採択について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

中学校の教科書について、市立中学校の4年間の使用実績と平成27年度の調査研究の内容を踏まえ、4地区とも現在使用している教科書を今年度も引き続き採択する。中高一貫校についても同様とする。

高等学校の教科用図書の採択について、昨年度と同様に、各校の教科用図書選定調査会に諮問する。

なお、小学校における採択については、今年度は、全ての教科書について新たに採択する必要があり、4採択地区において議案に記載の手順で行う。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第38号「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の設置及び委嘱について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市立小学校の令和2年度使用教科用図書の採択にあたり、執行機関の附属機関に関する条例第1条に基づき、教科用図書選定委員会を設置し、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第2条第2項に基づき、教科用図書選定委員会委員を委嘱する。

教科用図書選定委員の任期は、設置期間である委嘱の日から諮問に係る教科用図書が採択されるまでとする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第17号「大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問等について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

令和2年度使用小学校教科用図書の選定について、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会へ諮問する。

令和2年度使用小学校教科用図書については、全ての教科について新たに採択を行う必要がある。また、本市では4地区で採択を行うので、選定委員会から教育委員会へ4つの答

申が出てくることになる。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 調査の観点の今日的な教育課題として、論理的思考能力の養成とか涵養といったものを入れていただきたいと思います。

【大竹委員】 昨今いじめの問題とかいろいろありますよね。そういう面ではこれも道徳心ということになります。思いやりをどういうふうに育てていくかというようにところに注目して見ていただきたいなと思います。前のところの（２）の中に道徳心、社会性と書いてあるから、含まれているといえは含まれてしまうのですが、最近ぎすぎすしたような感じになってしまっている。そういうものが何か防げるような良い教材、良いロールプレイング的なものがあれば、少し重視して見ていただきたいなという気はします。

【山本教育長】 もう一度検討させていただきます。

【平井委員】 先ほど論理的思考力が出ていましたが、学習指導要領で、論理的思考力や課題解決力等も重視されていますので、可能であれば発展的な意味で課題発見・解決力も入れたほうがよいのかなと思います。

小学校に英語が入ってきますが、総評のところは細かく書いてほしいと思います。特に新しい取り組みで教科化がされるということになりますので、小中連携にも寄与するという意味で、ここはしっかりと明示してほしいと思います。その他の教科の場合、ある程度伝統というか、実績をお持ちだけでも、英語の教科化は初めてなので、学テの力を上げること考えると、様々な視点から教材選定について慎重に議論すべきだと思います。

【山本教育長】 ありがとうございます。それでは、いただきました御意見も踏まえまして、また検討を進めさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

協議題第19号「令和元年度教育改革PT等の体制について」を上程。

川本政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

市長が直接入っている貧困対策推進本部会議、児童虐待防止体制強化会議、教育委員が直接入っている教育ビッグデータ活用検討プロジェクトチームの他、教育改革プロジェクトチームの下にある各ワーキンググループと分け、直轄組織としてやっているものについては、直接教育委員会のほうにも報告していくという形で整理をした。

ビッグデータ活用プロジェクトチーム、国語・算数ワーキング、新たに設置する英語教

育推進ワーキング、には平井委員に参加いただく。学校評価検討ワーキングはビッグデータ活用検討ワーキンググループと非常に関連性があるので、一体的に運用する。また、部活度のあり方に関する有識者会議には異先生に参加いただく。

学力向上推進会議は休止し、見える化推進プロジェクトチームは、教育ビッグデータ活用検討プロジェクトチームへ改編する。

中学校の夜間学級のあり方検討プロジェクトチームは不登校特例校のあり方検討ワーキンググループへ改編する。教育ICT現場教員ワーキングは、新たに立ち上げるICTビジョン策定ワーキングに統合する。新高校開設準備ワーキング、工業高校のあり方検討ワーキング、府市統合検討ワーキングは、3つを統合して、新たに市立高等学校の将来構想検討ワーキングを立ち上げて課題を整理する。

公設民営学校開設準備プロジェクトチームや開設準備委員会は、水都国際中学校・高等学校が開校したので廃止する。

今後、教育振興基本計画の中間見直し、それから次期計画に盛り込むべき考え方を検討する。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 非常にすっきり整理されているので、これはこれで良いと思います。

教員の働き方はどこで検討していますか。

【松浦課長】 学校業務改善ワーキンググループで、平成26年度頃から検討しています。本年度は、昨年度末にコンサルタント会社から改善策を受けましたので、その推進の方針を検討しています。

議案第39号「令和2年度大阪市立高等学校入学者選抜方針について」を上程。

川阪総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本市における入学者選抜方針につきましては、大阪府下で統一した方針で進路指導を行うことで、受験生の混乱を避けるといった観点や、学力検査の問題についても、大阪府の教育委員会が作成したものを使用していることから、この間、大阪府の入学者選抜方針に準拠した形で実施してきている。

入学者選抜の種類は、昨年同様、特別入学者選抜、海外から帰国した生徒の入学者選抜、知的障がい生徒自立支援コース入学者選抜、一般入学者選抜、二次入学者選抜、知的障が

い生徒自立支援コース補充入学者選抜の6つに分けて実施する。

応募資格は、全日制の課程の入学者選抜、昼夜間単位制の入学者選抜は、原則本人及びその保護者の住所が大阪府内にある者としている。また、定時制課程の入学者選抜は、原則本人の住所もしくは勤務先が大阪府内にある者、または本人の勤務先が大阪府内にあることが確定している者としている。

学力検査等は、府下統一した問題を使用しており、問題は大阪府教育委員会が作成する。学力検査及び実技検査等は、各高等学校長が当該高等学校において行う。

提出書類については、受験生が在籍する中学校等が調査票を提出し、志願者が自己申告書を提出することとしている。

質疑の概要は次のとおりである。

**【大竹委員】** 英語の外部機関の成績を反映させるということがありますが、今の国立大学の試験でも採用するところ、採用しないところ、採用しない場合の理由というのはいろいろありますが、例えば試験を受けるにしても、当然自費負担でやるというふうに思いますから、そういう面では、不公平ではないかという批判の声はないのですか。外部機関のものも参考にするというのはいつからですか。外部機関は入れたらいいと思いますが、一般的に見ると大学の試験でも特に東大、京大含めて、数校が採用しないとなっていて、その採用しない理由もいろいろな要因を言っています。高校での採用の場合でも、そのあたりは注意して見ておいたほうがいいと思います。入れた経緯と、その後の批判がなければいいとは思っているので、そこだけは確認しておいていただければありがたいなと思います。

**【伊丹係長】** 平成29年度選抜から実施しており、3年ぐらいの経過があります。

**【山本教育長】** 実際のところ外部テストの活用はどのような内容ですか。

**【伊丹係長】** 実際に英検等を受けた、2級であるとか、1級であるとかの証明書を選抜の点数に換算して、その換算点数と当日の試験の点数の高いほうをとるということです。例えば英検で準1級、1級を取得している者については100%ですので、一般選抜であれば90点満点中、90点。2級を取得している生徒は80%ですので、72点ということです。

**【大竹委員】** 府教委が決めて、それに準拠するということなので、ここの議論ではないのかもわかりませんが、どちらかのいいほうをとるといって、外部のTOEFLを受けたり、あるいは普通の英検受けたりして、良いほうの結果を出してくると、何となく不公平感がありますので、そこはどのような議論があったのかなと思います。

【山本教育長】 導入したときに、府教委で議論して、趣旨があるはずですので、そこは確認しておいてください。

【平井委員】 中3に1級や準1級はかなり高いハードルです。英検の活用は急増しているとは思いますが、公平性の部分等で課題は山積しています。大学入試共通テストにおける民間試験の見送りにも見られるように、各種検定の取り扱いについては慎重に議論を進めたほうがよいと思います。

あと公立入試のC問題は新課程の流れになっているように見受けられ、正解が1つでないような問題の設定をされています。そうすると、慣れていない方だと驚いてしまうと思いますので、そういった傾向のものも周知・調整されたほうがよいと思います。

【山本教育長】 今回の部分の改編が難しいとしても、中身をもう少し教えてもらって、現状の今のうちのほうの中で何か問題点があれば、それを少し補えるのかと思いますし、逆に問題点がないのであれば、それを狙って何かできるのかということもあります。今の形でもう一度調査をさせていただいて、府教委とも話をさせていただきますが、本日のところの選抜方針につきましては、特に御意見がなければ採決したいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第40号「令和2年度校長公募について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

選考の概要については、昨年度からの変更点はない。

応募資格は、外部人材については、採用日時点で年齢が35歳以上で、民間企業等において管理職の経験を有することなど、本市職員については、現に副校長、教頭等経験年数が出願時点で通算1年以上あって、59歳以下としている。

募集予定人員ですが、昨年度と同様に小・中学校共通については50名程度、高等学校、幼稚園については若干名としている。

選考方法は、第1次選考は書類選考及び論述試験で、論述試験は7月15日に実施する。第2次選考は8月下旬から集団討論を実施し、第3次選考は9月下旬から個人面接を実施し、最終合否は11月中旬ごろに通知する。

受付期間は5月22日から6月21日までの1カ月間とする。

なお、外部人材の応募者数については、より多くの方に応募していただくために、これ

まで実施してきた広報活動に加え、今年度新たに転職情報サイトに同内容を掲載して、サイト登録者にダイレクトメールを送信するなど、さらなる受験者の確保に努めたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第41号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、此花区の中学校主務教諭で、処分内容は、地方公務員法第29条による懲戒処分として、停職1年とする。

本件概要は、まず事案1として、当該教諭は平成31年3月8日、自身が担任する関係生徒が授業中居眠りしていたことを指導した際、関係生徒の左頬を右手で2回たたき、胸ぐらをつかんだ状態で廊下から教室の中に押し込む、身体を机に押しつける行為を2回行う、さらに胸ぐらを掴んだまま教室の後方へ移動した際、関係生徒を転倒させる、胸部を手で3回突く、以上の体罰行為を行い、その結果関係生徒に頸部絞扼症による全治10日の傷害を負わせた。また、本件についての事実確認の中で、事案2として、当該教諭が平成30年6月下旬ごろと同年10月下旬ごろに、同じ関係生徒に対しそれぞれ左頬を右手で1回たたき、胸部を手で2回突くという体罰行為を行っていたことが判明した。

本件事案が発覚した経緯について、本件事案1は、発生翌日の3月9日に当該教諭が同校校長に報告を行ったことから事案が発覚した。その後、当該教諭は3月18日に傷害容疑により逮捕され、送検、起訴された後、3月29日に罰金刑が確定した。

本件事案2は、4月4日に服務・監察グループが当該教諭に対し事実確認を行う中で、平成30年6月下旬ごろと10月下旬ごろにも関係生徒に対する体罰行為があったことが新たに判明した。なお、当該教諭は事案2について、管理職への報告を怠っていた理由について、保護者に説明したところ、指導に納得を得られたことから、管理職に報告する必要がないと判断した旨述べている。

当該教諭の処分量定は、体罰・暴力行為等に対する処分等の基準に基づき、事案1については、児童生徒の非違行為に対する行為で傷害がある場合に該当し、減給1月に当たる。当該教諭は、過去体罰行為により平成23年度に減給1月、平成25年度に減給6月の懲戒処分を計2回受けていることから、共通の加重基準である、過去の体罰・暴力行為等による懲戒処分を受けている場合として、加重プラス4とし、さらに事案1以前にも事案2とし

て関係生徒への体罰を2回行った点を加重プラス1、さらにそれぞれの事案について、意図的に管理職への申告を怠っていた点をさらに加重プラス1として、加重計プラス6で停職1年が相当であると考えます。

次に、校長の管理監督責任について、当該校長は、体罰・暴力行為の防止及び発生時の対応に関する指針等に基づき、教職員に対して適宜周知、指導を行っていたほか、同校で平成30年度に発生した体罰事案を受け、校内で必要な措置を取ってきたこと、また特に生徒指導主事であった当該教諭に対しては、再三注意、指導を行っていたことから、懲戒処分として管理監督責任を問うのは適当ではない。

しかしながら、同校で平成30年度、2度にわたって実施した体罰・暴力行為等に関するアンケートで事案2を把握することができなかったという点については、アンケートの実施趣旨を生徒らに周知徹底できなかったと言わざるを得ず、その結果として、本件事案1の発生を未然に防ぐことができなかった点は、校長の職責に照らし、職務遂行上不十分であったと言わざるを得ないため、当該校長に対する処分量定としては、行政措置として口頭注意が相当である。

処分発令は5月15日とする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第42号「職員の人事について」を上程。

藤巻教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は体罰行為による懲戒処分に関する案件で、被処分者は東住吉区の中学校教諭であり、処分内容は、地方公務員法第29条による懲戒処分として戒告とする。

本件の概要について、当該教諭は前任校である今市中学校において、平成30年11月下旬ごろから平成31年2月22日までの間、当時同校の1年4組だった関係生徒Aと関係生徒B及び同校1年2組だった関係生徒Cの3名が授業中に居眠りをしていて、関係生徒らを起こす目的で額を手の中指で弾く行為、いわゆるデコピンを複数回行ったほか、関係生徒Aに対しては同様の状況で机の足を蹴る行為を複数回行った。さらに当該教諭は、これらの体罰行為について速やかに管理職に報告すべきところ、これを怠っていた。

本件事案の発覚した経過について、本件は、平成31年2月22日に教育委員会事務局が設けている体罰・暴力行為等に関する通報窓口にて匿名の通報メールがあったことから2月25

日に同校校長を通じて当該教諭に事実確認を行ったことにより事案が発覚した。

当該教諭の処分量定については、体罰・暴力行為に対する処分等の基準に基づき、傷害がなく児童生徒の非違行為に対する行為が複数回の場合に該当し、行政措置として文書訓告に該当する。これをもとに当該教諭が前々任校で行った生徒への暴言により、平成29年度に文書訓告を受けていることから、共通の加重基準である、過去に体罰・暴力行為等による校長指導や行政措置を受けている場合として、加重プラス1とするほか、当該教諭が本件事案を管理職に申告していなかったことから、共通の加重基準である、事案未申告によりさらに加重基準プラス1とする。

しかしながら、その一方で本件におけるデコピンをする、机を蹴るという行為そのものは、関係生徒らに与えた肉体的苦痛という点では、行為の態様が軽微であることから、処分量定を軽減マイナス1として、差し引き加重計プラス1で戒告が相当である。

処分発令は5月16日とする。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 行為の態様が軽微であるとしてマイナス1としていますが、机を蹴るといのはどの程度の蹴り方ですか。

【合田係長】 振動で生徒が目を覚ます程度で、全力で蹴るようなものではなかったと聞いています。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

---

教育委員会委員

---